

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 31 年 1 月 25 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 瀧本 忠

1 調達概要

- (1) 業 務 名 大熊地区中間貯蔵施設工事監督支援補助業務(平成 31 年度)
- (2) 業務内容 平成 31 年度に施工する環境省福島地方環境事務所発注の福島県大熊町における土壌貯蔵施設等並びに福島県内の輸送ルートに関係する入退ゲートの工事監督支援補助業務
- (3) 業務期間 平成 31 年 4 月 1 日 (月) から平成 32 年 3 月 31 日 (火)
- (4) 入札方法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) その他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(平成 31 年 2 月 14 日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、入札を辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札(見積)者に対する指示書第 2 第 2 項の定めに抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 環境省の平成 29・30 年度業種区分「測量・建設コンサルタント等」における「土木関係建設コンサルタント業務」の競争契約の入札参加資格を得ている者。ただし、平成 31・32 年度と同条件の資格の申請中であることをもって、申請書等を提出することができる。

また、平成 31・32 年度に有効な同条件の資格を取得し、契約締結日までに当該資格審査結果通知書の写しを提出すること。

(10) 中立公平性に関する要件として、本業務の対象工事となる環境省福島地方環境事務所発注の次の①から⑦の工事（以下「当該工事」という。）のいずれか又は全てに参加している者との間に、⑧の関係がある場合には、本入札に参加できない。

①平成 29 年度中間貯蔵（大熊 1 工区）土壌貯蔵施設等工事

②平成 29 年度中間貯蔵（大熊 2 工区）土壌貯蔵施設等工事

③平成 29 年度中間貯蔵（大熊 3 工区）土壌貯蔵施設等工事

④平成 30 年度中間貯蔵（大熊 4 工区）土壌貯蔵施設等工事

⑤平成 30 年度中間貯蔵（大熊 5 工区）土壌貯蔵施設等工事

⑥平成 30 年度中間貯蔵施設に係る除去土壌等輸送工事（大熊町）

⑦平成 30 年度中間貯蔵施設の受入分別処理工事（大熊町）

⑧本業務の履行期間中に工期がある当該工事に参加している者（※）又は当

該工事に参加している者（※）と資本面・人事面で関係がある者（※※）。
※当該工事に参加している者とは、当該工事に元請として参加している者、
又は当該工事に元請として参加する者をいう。

※※資本面・人事面で関係があるとは、次の（ア）又は（イ）に該当するものをいう。

（ア）一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合

（イ）一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合

(11) 業務実績及び体制に関する要件

次の条件を全て満たしている者であること。

ア. 公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条（以下同じ））の施工監理業務における平成21年度以降の1件以上の実績を有する者であること。

イ. 業務の主たる部分を再委託する者でないこと。

ウ. (12) の技術者を配置できること。

(12) 配置予定管理技術者の要件

次の条件を全て満たしている者であること。

ア. 配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。

（ア）技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とする者に限る。）建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。）、衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理計画」、「廃棄物管理」又は「廃棄物処理」とする者に限る。））

（イ）1級土木施工管理技士

（ウ）RCCM（技術士と同様の部門に限る。）

イ. 配置予定管理技術者は、公共工事の施工監理業務における管理技術者としての平成21年度以降の1件以上の実績を有する者であること。

ウ. 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 発注手続等

(1) 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3号館 4階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部 契約・購買課 TEL 03-5765-1916
FAX 03-5765-1939

(2) 発注説明書の入手方法

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 ホームページよりダウンロード

http://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index.html

※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

ダウンロード期間 平成31年1月25日(金)～平成31年2月14日(木)

(3) 本業務においては、入札説明会を開催しない。

(4) 競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成31年1月25日(金)から平成31年2月14日(木)まで。

上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から12時及び13時から16時まで。

- 提出場所 上記(1)に同じ。
提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）。
郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。
- (5) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法
通知予定日 平成31年2月18日(月)
通知方法 通知書をFAX又は電子メール及び郵送する。
- (6) 入札の日時、場所及び提出方法
日 時 平成31年2月28日(木) 14時00分
場 所 上記(1)に同じ。
提出方法 持参すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除
(3) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。
(4) 契約者の決定方法
- ①中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ②「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
- ③調査基準価格を下回った場合の措置
調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。
- (5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
(7) 詳細は発注説明書による。